

## 4・15地裁包囲ぐるぐるデモ

## 大阪地裁への抗議集会

4月15日(木)16時30分から中之島水上ステージで労働組合つづしの大弾圧を許さない！裁判所包囲・ぐるぐるデモが開催され、執行部12名と数分会が参加しました。

2017年の生コンストライキ行動を契機に、多くの逮捕者が続出しました。ストライキは労働組合として正当な行動であり、警察や検察、裁判所が一体となった不当な弾圧行為は、労働運動全体に対する不当弾圧行為です。このことを私たち自身に起きたことのように、関西生コン支部を支援し、「このような不当弾圧行為を決して許さない」という気持ちと、全てにおいて勝利していくことを誓い、ここに結集しました。

## 正当な労働運動(活動)で逮捕されたら

かつて「団結禁止法」という法律が存在した時代がありました。このような時代を経て、現在の憲法28条労働基本権保障があり、労働組合法における刑事免責、民事免責、不当労働行為禁止の団結権保障ができたわけです。

今回、関西で起こっていることはこのような団結禁止法の再来である異常な弾圧です。

この3年間で、関西生コン支部に対する弾圧で89人が逮捕、71人が起訴されました。昨年10月8日に大阪地裁は、正当なストライキを「威力業務妨害」として不当な有罪判決を出しました。

滋賀では工事現場で法令遵守を啓発する「コンプライアンス活動」が「威力業務妨害」や「恐喝」とされています。

京都では、子どもを保育所に預けるために必要な就労証明書の発行を求めたことが「強要未遂」とされています。

憲法28条を投げ捨て、組合活動憎しの判決を連発する大阪地裁に強く抗議します。



## 逆転勝利！

一方で2月4日、「白バス事件」を理由に大阪府警が行った組合事務所の家宅捜索は違法だとして、関西生コン支部が賠償請求を求めた控訴審で、大阪高裁は大阪府警に対し11万円の支払いを命じる判決を下し逆転勝利しました。

私たちは、この正当な判決を世論に向けて、もっとアピールしなければなりません。

「自分の身近なことではないから」「関生支部の組合員ではないから」といっているうちに、労働組合活動ができなくなる国にしないためにも、この弾圧をみんなで押し返して、私たちの権利を取り戻さなければいけません。

(執行部 南野)



## 地方からも仲間が駆けつけた

集会場所の水上ステージ前には関西をはじめ東海の仲間を含め、総勢250名以上が集結し、開始に伴い関生生コン支部・武洋一さんから現状報告がなされ、裁判所へ向けシュプレヒコールをおこないました。

反弾圧実行委員会を代表して、

小林委員長は「コロナ感染は怖いですが、この弾圧もそれと同じくらいひどい！この弾圧がまかり通れば、労働者は生きていけない！」と呼びかけがありました。

## 裁判所ぐるぐるデモ

17時から大阪地裁を包囲するようにサウンドデモを開始しました。

水上ステージから裁判所へ向かう鉾流橋(ほこながしげし)は、デモ行進の隊列で埋め尽くされ、裁判所正面玄関から時計回りに行進しました。

反弾圧実行委員会が、この時間帯を選択してデモをおこなったのは、裁判官をはじめ裁判所関係者職員の退勤時間にあたるからです。

その思惑どおり、デモ隊先頭が裁判所裏門に差し掛かった時、裁判所から出てくる大勢の職員とデモ隊を応援する通行人、天満警察署敷地内からデモ隊を傍観する警察官などからも大きな注目を浴びました。

## 身が引き締まった行動

私は今回の集会とデモに参加し、集会では司会者として参加者と向き合い、仲間の熱意を感じ身が引き締まる思いでした。

私は、司法の労働基本権に対する無意識が一連の不当判決の基本としてあると考え、労働基本権に関する正しい認識を裁判所にも持ってもらう事が大切だと思います。そういった意味でも今回の行動は我われ労働組合にとって大きな意味のある行動だったと自負しています。

今回、コロナ禍の中でも仲間がたくさん集まりましたが、大阪地裁を完全包囲することはかないませんでした。次回こそは大阪地裁を完全包囲するために、私はまだまだ力不足かも知れませんが、情報発信をおこない、1人でも多くの仲間が増えることを願い、この弾圧に勝利するまで闘います。

(執行部 佐久原)

## サンケン電気抗議行動

4月21日(水)12:00から、韓国民主労総サンケン支会(支部)全組合員の解雇撤回を糾弾すべく、サンケン電気大阪支店前での抗議行動に参加しました。

参加者は平日にもかかわらず、約50名が参加していました。大阪支部から執行部を中心に8名が参加、私は日韓民主労働者連帯として参加しました。



サンケン電気は労組を敵視し、故意に赤字体質を作り上げ、コロナ禍に乗じて、韓国サンケンの会社解散を一方的にホームページに発表しました。その直後、会社は労使が締結した団体協約を無視し、一方的な解散および清算を通知しました。

韓国サンケン支会はこれに抗議するため、会社前に座り込み、テント籠城闘争に突入しました。

韓国サンケンは、会社清算手続きを一刻も早く進めるため、賃金の60カ月分という破格の早期割増退職金(慰労金)を提示しましたが、サンケン支会組合員は「わたしたちの要求は慰労金ではなく、現場に戻り労働者として働くことだ」と誰一人受け取りを拒否し、闘いを続けています。

日韓民主労働者連帯の活動の起点となった1989年のアジアスワニー日本遠征闘争(FAX1枚での工場閉鎖・全員解雇され、抗議のために来日し、香川県のスワニーや労組に対して支援行動をした)で労働者全員解雇となった事実と全く変わらず、企業の労働者の使い捨ては30年が過ぎた今でも何も変わっていないと感じます。

抗議集会では、各団体のアピールが終了した後に、東京での抗議集会に参加していたサンケン支会組合員からLIVEで、「日本で



の連帯闘争に対して、感謝のアピールと、福島第一原発の汚染水海洋放出に対して抗議の声」が流されました。

集会の最後に、韓国サンケン労組を支援する会代表は「サンケン電気は、韓国サンケンの解散を撤回し不当労働行為を止め、労働者との話し合いに応じ、一刻も早く工場を正常稼働させ、労働者の侵害された権利は完全に回復されなければならない」と抗議しました。

サンケン電気は国内10か所、海外では北・中米、アジア各地、ヨーロッパにも拠点がある大企業です。

今回の解雇は韓国国内だけの問題でなく、日本の労働運動内でも重要課題と受け止め、声を上げる必要性を実感しました。

(大正埠頭分会 萩原玄王)

## コラム

## コロナと貧困

OECD(経済協力開発機構)の調査では、日本の相対的貧困率は15.7%と高く、日米欧主要7カ国(G7)のうち、日本は米国に次いで2番目に高い比率になっている。この調査で貧困状態と分類される人は何らかの支援が必要であり、日本では6人に1人が該当する。

厚生労働省のまとめでは、昨年2月以降、コロナの影響で解雇や雇い止めされた人は10万人超であり、家賃滞納などで家を追い出

されるケースが続出し、年代や性別、国籍を問わず困窮が広がっている。その一方、生活保護の支給を受けている人はわずか210万人で、支援が必要な人のほとんどが対象外となっていることが分かる。諸外国の場合、仕事を持っていると貧困から抜け出せるケースが多いが、日本の特徴は、労働法制を守らないブラック企業が多く、給与の減額で生活できない状態でも支援が受けられないか制度を知らない場合が多い。また、役所に相談に行けば「仕事を探せ」と追い返されるケースもあり、重大な社会問題と言える。

また、子どもの貧困が深刻でシ

ングルマザーを中心に、仕事があっても生活できない人が多く、子どもの貧困率を上げる結果となっている。

日本の制度は生きるか死ぬかの瀬戸際にならない限り、生活困窮者を支援しない仕組みになっている。救済しようとするような団体が炊き出しや食料の配布をしている中、若者や親子連れなどの姿も目立つようになった。では、どのように生活困窮者を救うべきなのか。

社会保障制度に大きな歪みや矛盾があることは明らかであり、このまま何もしなければ、状況がより悪くなるのは確実である。

(執行部 陣内)